

◎新潟県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月2日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	阿賀野市分田886番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊
〃	新発田市乗廻400番地	長谷川 義明
〃	阿賀野市千唐仁151番地6	市川 英敏
〃	〃 発久209番地	中山 一巳
監事	〃 堀越602番地1	齋藤 正人
〃	新潟市北区太田2110番地	金子 精一
〃	新発田市天王1520番地	磯部 昭

就任年月日 令和5年4月9日

2 退任

理事	阿賀野市分田886番地	松田 昭悦 (理事長)
〃	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊
〃	新発田市乗廻400番地	長谷川 義明
〃	阿賀野市発久209番地	中山 一巳
〃	〃 五郎巻1669番地	小林 忠孝
監事	〃 堀越602番地1	齋藤 正人
〃	新潟市北区太田2110番地	金子 精一
〃	新発田市天王1520番地	磯部 昭

退任年月日 令和5年4月8日